

令和8年度つくば市ビジネス拡大支援補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、新製品・新サービスの開発又は新分野への事業転換に関し、経営革新計画、経営力向上計画又は市が定める経営相談を経て策定された事業計画に基づき事業を実行する中小企業者等に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、本市における中小企業者等の事業拡大を促進し、もって本市産業の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次に掲げるものであって、市内に本店又は主たる事業所を有する法人並びに市内に住所及び主たる事業所を有する個人をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(2) みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者等をいう。この場合において、親会社となる企業が外国法人のときは、第5条に定める補助金交付申請書を提出した日における当該外国法人の資本金額（同日の為替レートにより日本円に換算した金額をいう。）及び常時使用する従業員数により、みなし大企業の該当の有無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業（中小企業者等以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者等

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者等

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者等

(3) 経営革新計画

中小企業者等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画をいう。

(4) 経営力向上計画

中小企業者等経営強化法第 17 条第 1 項に規定する経営力向上計画をいう。

(5) 新製品・新サービス

申請者がこれまで提供していない製品若しくはサービスであって、新たに開発したもの又は既存の製品若しくはサービスに改良を加えることにより、市場に新たな価値を提供するものをいう。

(6) 事業転換

申請者が従来実施している事業とは異なる分野に事業活動の軸足を移し、既存又は新製品・新サービスの提供を通じて、新たな市場又は顧客層への展開を図る取組をいう。

(補助金の対象者)

第 3 条 令和 8 年度つくば市ビジネス拡大支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす中小企業者等とする。

- (1) みなし大企業ではないこと。
- (2) 一の年度において補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 前回の申請年度から 1 年度以上経過していること。
- (4) 申請日時時点で市内において 1 年以上操業していること。
- (5) 常時事業活動を行っていること。（登記上の所在地がバーチャルオフィス等の実態のない事業所でないこと。）
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 経営革新計画の承認若しくは経営力向上計画の認定を有する、又は市で定める経営相談窓口において、補助金を申請する事業計画についての相談を行い、専門家からの意見書を有していること。
- (8) 市ホームページにおいて採択結果を公開することに同意すること。

(補助金の対象経費及び額)

第 4 条 補助金の額は、次に掲げる経費の総額に対して、経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を有する場合は補助率を 10 分の 8、その他の場合は補助率を 10 分の 5 とし、いずれの場合も 30 万円を上限とする。

補助金の対象経費は、新製品・新サービス開発に要する経費又は事業転換に要する経費であって、次に掲げるもの。

- (1) 機械装置・工具の購入費及びその据付等に要する経費（機械装置の運搬費、設置工事費等を含む。）
- (2) 開発費
- (3) 宣伝広告費（看板の設置工事費等を含む。）
- (4) パッケージデザイン費
- (5) 専門業務委託費
- (6) 分析調査費
- (7) 市場調査費

2 次の各号に該当する経費は補助対象経費から除く。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 補助対象経費とそれ以外の経費の区別が難しいもの
- (3) 申請者（申請者が法人である場合は、その代表者及び役員を含む。）と、次に掲げる者との間で行われる取引に係る経費
 - ア 親族等（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族をいう。）
 - イ 前号に掲げる者が代表者又は役員である法人
- (4) その他市長が助成対象経費として不相当と認めるもの

3 第1項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 次に掲げる方法で支払われたものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 現金支払い（1取引税抜き10万円以下の代金引換限定のサービス等を除く。）
- (2) 小切手又は手形による支払い
- (3) クレジットカード及び電子商取引での支払い（補助事業期間中に引き落としが確認できる場合を除く。）

5 補助事業の実施日は、交付決定があった日以降でなければならない。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる全ての書類を添付し、施行日から翌年1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（申請日以前3か月以内に発行されたものに限

- る。)又は個人事業の開業届出書の写し
- (4) 定款又は規約の写し(法人の場合に限る。)
 - (5) 最新の決算書の写し(個人にあつては確定申告書の写し)
 - (6) 次に掲げる書類のいずれか
 - ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第3項の規定による経営革新計画の承認に係る通知書の写し(既に当該承認を受けている場合に限る。)及び経営革新計画書(別表1から別表7まで)の写し
 - イ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第17条第6項の規定による経営力向上計画の認定に係る通知書の写し(既に当該認定を受けている場合に限る。)及び経営力向上計画書の写し
 - ウ 市が定める経営相談窓口において作成された意見書の写し
 - (7) 市税に滞納がないことを証する書類の写し(申請日以前30日以内に発行されたものに限る。)

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不相当であると認めるときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に、次に掲げる交付条件を付するものとする。

- (1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (2) 補助金の内容を明確にするため、実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
- (3) つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号)及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (4) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要項の規定を遵守すること。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付申請書及び提出書類に記載された

事項について変更が生じたときは、速やかに補助事業変更申請書（様式第4号）に見積書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更であって補助金の申請額に対し2割以内の減額の場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業変更承認書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第6号）に収支決算書及び支出を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、支出を証する書類については他事業の取引と混合して支払いが行われており区別がつかないものは対象外とする。

- 2 前項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 経営革新計画、経営力向上計画又は事業計画書に係る実施状況の概要書
- (2) 実施成果を示す写真、画像又は調査結果書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。
- (2) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (3) 補助事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (4) 申請年度の3月20日を過ぎても実績報告がなかったとき。
- (5) 第6条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(成果等に関する協力)

第13条 申請者は、市長が求めるときは、事業成果等に関するアンケート等への回答に協力することとする。

附 則

(施行期日等)

この要項は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。